「第20号様式」記載要領

所在地

本店の所在地を記載してください。なお、2以上の市町村に事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）を有する法人が、長崎市内に支店等のみを有する場合は、主たる支店等も併記してください。

法人名

法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあっては、当該法人課税信託の名称を併記してください。

代表者氏名

この申告の提出時における法人の代表権を有する者の氏名を記載してください。

法人税法の規定によって計算した法人税額（①）

次に掲げる法人税の申告書を提出する法人の区分ごとに、それぞれに定める法人税の申告書の欄の金額を記載してください。
(1) 別表1(1)を提出する法人：別表1(1)の10の欄の金額
※ただし、別表1(1)の10の欄の上段に記載された金額（使途秘匿金の支出の額の40%相当額）がある場合には、当該金額を加算した合計額を記載してください。以下(2)及び(3)においても同じです。
(2) 別表1(2)を提出する法人：別表1(2)の8の欄の金額
(3) 別表1(3)を提出する法人：別表1(3)の8の欄の金額
なお、（ ）内には、使途秘匿金の支出の額の40%相当額（別表1(1)の10の欄の上段に外書として記載された金額、別表1(2)の8 の欄の上段に外書として記載された金額又は別表1(3)の8の欄の上段に外書として記載された金額）、連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額（別表1(1)の5の欄）、リース特別控除取戻税額（別表1(2)の5の欄又は別表1(3)の5の欄の金額）及び土地譲渡利益金額に対する法人税額（別表1(1)の7の欄、別表1(2)の7の欄又は別表1(3)の7の欄の金額）の合計額を記載してください。

試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額（②）

下記の金額はそれぞれに定める法人税の申告書の欄の金額を記載してください。
(1) 租税特別措置法第42条の4第1項（試験研究費の総額に係る税額控除）の規定に係る金額：法人税の明細書（別表6(6)）の19の欄の金額
(2) 租税特別措置法第42条の4第3項（中小企業者等の試験研究費に係る税額控除）の規定に係る金額は記載しないでください。
(3) 租税特別措置法第42条の4第6項（特別試験研究費に係る税額控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます）：法人税の明細書（別表6(8)）の10の欄の金額
(4) 租税特別措置法第42条の4第7項（試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます）：法人税の明細書（別表6(9)）の12 の欄の金額
＊連結法人及び連結法人であった法人は、記載しないでください。

還付法人税額等の控除額（③）

第20号様式別表2の3の④の計欄の金額を記載してください。
※連結法人及び連結法人であった法人は、記載しないでください。

退職年金等積立金に係る法人税額（④）

法人税の申告書（別表19）の12の欄の金額を記載してください。
※連結法人及び連結法人であった法人は、記載しないでください。
※第20号の2様式の申告書を提出する法人も記載します。

課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額①＋②－③＋④（⑤）

(1) 次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載してください。
(ア) 連結法人及び連結法人であった法人以外の法人で、本市内にのみ事務所等を有する法人：①＋②－③＋④の金額
(イ) 連結法人及び連結法人であった法人以外の法人で、2以上の市町村に事務所等を有する法人：第22号の2様式の⑤の欄の金額
(ウ) 連結法人及び連結法人であった法人…第20号様式別表1の⑦の欄の金額
(2)「課税標準」の欄の金額に1,000 円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載してください。

2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額（⑥）

(1) 2以上の市町村に事務所等を有する法人が記載し、本市内にのみ事務所等を有する法人は記載する必要はありません。
(2)「課税標準」の欄は、次のように記載してください。
(ア) ⑤の欄の金額を㉒の欄の数値で除して得た額（この数値に小数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値のうち㉒の欄の数値のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てた数値）に㉓の欄の数値を乗じて得た額を記載します。ただし、主たる事務所等所在地の市町村長に提出するときは、第22号の2様式の「分割課税標準額」の欄の当該市町村分の金額を記載してください。
(イ) この金額に1,000 円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。
＊「課税標準」の欄の金額は、第22号の2様式の「分割課税標準額」の欄の長崎市分の金額と一致します。

1 この申告書の用途等
（1）この申告書は、仮決算に基づく中間申告（連結法人以外の法人が行う中間申告に限ります）、確定した決算に基づく確定申告及びこれらに係る修正申告をする場合に使用します。
（2）この申告書は、長崎市長に1通(提出用）を提出してください。
（3）申告書には、代表者の記名及び押印をお願いします。
2 各欄の記載のしかた
（1）金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って正確に記載してください。また、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付して記載してください。
（2）連結法人及び連結法人であった法人にあっては「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄から「退職年金等積立金に係る法人税額④」の欄までは記載せず、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑤」の課税標準の欄に第20号様式別表１の⑦の欄の金額を記載してください。

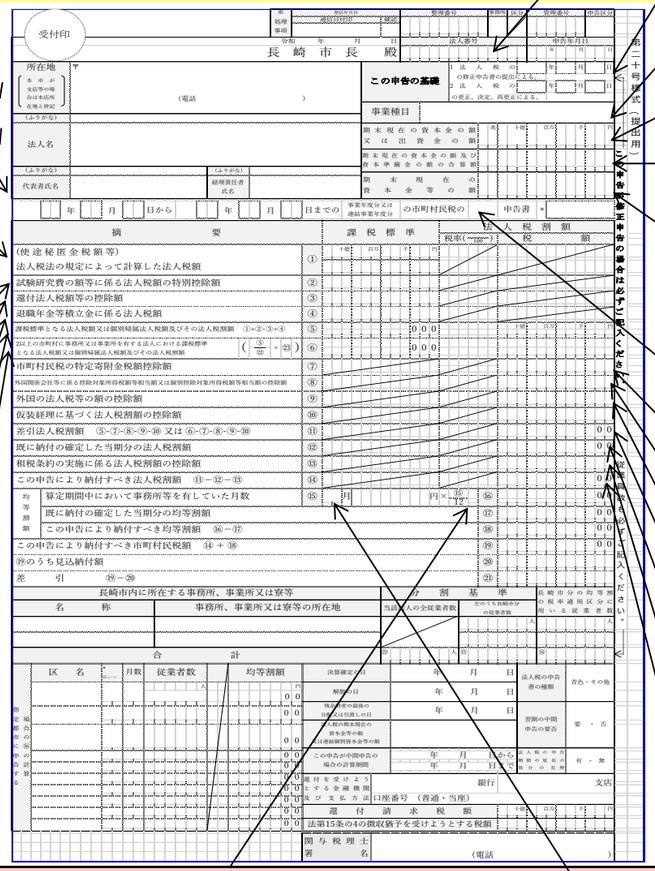

「　円×⑮÷12」（⑯）

均等割額に⑮の欄の月数を乗じて得た金額を12で除して得た金額を記載し、この金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨ててください。

この申告により納付すべき市町村民税額⑭＋⑱（⑲）

⑭又は⑱の欄に△印を付して記載した場合におけるこの欄の計算については、⑭又は⑱の欄を零として計算します。

⑲のうち見込納付額（⑳）

法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が市民税につき申告書の提出前に納付した金額又は同法第81条の24第1項の規定により連結確定申告書の提出期限が延長されている法人（当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る）を含む）が市民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載してください。

法人番号

平成28年１月１日以後に開始する事業年度分又は連結事業年度分の申告から、法人番号（13桁）を記載してください。

この申告の基礎

法人税に係る修正申告、更正、決定又は再更正を基礎にして修正申告をする場合は、法人税に係る修正申告書を提出し、又は更正、決定若しくは再更正を受けた年月日（当該法人が連結子法人である場合又は連結子法人であった場合にあっては、当該法人との間に連結完全支配関係があった連結親法人若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は更正、決定若しくは再更正を受けた年月日）を記載してください。

事業種目

事業の種類を具体的に、例えば「電気器具製造業」と記載してください。なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付して記載してください。

期末現在の資本金の額又は出資金の額

期末（中間申告の場合にあっては、その計算期間の末日）現在の資本金の額又は出資金の額（法人税の明細書（別表５(１)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」における、32の④の欄の金額）を記載してください。

期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額

期末現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額を記載してください。
＊資本金の額は、法人税の明細書（別表５(１)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」における、32の④の欄の金額を用います。
＊資本準備金の額は、法人税の明細書（別表５(１)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」における、33の④の欄の金額を用います。

期末現在の資本金等の額

次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載してください。
(1) 連結申告法人以外の法人（（3）に掲げる法人を除く）：地方税法第292 条第1項第4号の5イに定める金額
(2) 連結申告法人（（3）に掲げる法人を除く）：地方税法第292条第1項第4号の5ニに定める金額
(3) 保険業法に規定する相互会社：地方税法施行令第45条の５において準用する地方税法施行令第6条の25第1号に定める金額

市民税の　　申告書

空欄には次のように記載してください。
(1) 法人税の確定申告書（退職年金等積立金に係るものを除く）又は連結確定申告書に係る申告の場合：「確定」
(2) 法人税の中間申告書に係る申告の場合：「中間」
(3) (1)又は(2)に係る修正申告の場合：「修正」 ※修正申告の場合は、「この申告の基礎」の欄にも記載してください。

市町村民税の特定寄附金税額控除額（⑦）

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の適用を受ける場合に記載してください。
適用を受ける場合は、第20号の5様式（特定寄附金を支出した場合の税額控除の計算に関する明細書）と併せて、寄附金を受けた認定地方公共団体が当該寄附金の受領について地域再生法施行規則第14条第1項の規定により交付する書類の写しを添付してください。

外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 又は 個別控除対象所得税額等相当額の控除額（⑧）

第20号の3の2様式の⑨の欄の金額（2以上の市町村に事務所等を有する法人にあっては、同表の⑫の欄の長崎市分の金額）を記載してください。

外国の法人税等の額の控除額（⑨）

第20号の4様式の⑬の欄の金額（2以上の市町村に事務所等を有する法人にあっては、同表の⑲の欄の長崎市分の金額）を記載してください。

差引法人税割額⑤－⑦－⑧－⑨－⑩又は⑥－⑦－⑧－⑨－⑩（⑪）

この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載してください。

既に納付の確定した当期分の法人税割額（⑫）

既に納付の確定した当期分の法人税割額を記載し、法人税法第89条（同法第145条の5において準用する場合を含む）の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人がこの申告書を提出するときは、第20号の2様式の申告書の①又は②の欄の金額についても記載してください。

租税条約の実施に係る法人税割額の控除額（⑬）

「⑪の欄の金額－⑫の欄の金額」と「租税条約の実施に係る更正に伴う法人税割額」とのいずれか少ない金額を記載してください。
この場合において、その金額がマイナスとなるときは記載しないでください。

この申告により納付すべき法人税割額⑪－⑫－⑬（⑭）

記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付してください。
※「この申告により納付すべき均等割額（⑱）」の欄についても同様に記載してください。

算定期間中において事務所等を有していた月数（⑮）

この月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載してください。
※算定期間中に事務所等又は寮等の新設又は廃止があった場合は、その月数には新設又は廃止の日を含みます。